

長第1133号
令和4年1月31日

各市町村介護保険担当課長 }
みよし広域連合介護保険センター長 } 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

令和3年度介護支援専門員実務研修にかかる実習の取扱いについて（通知）

日頃は、介護保険制度の適正な運営に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年度介護支援専門員実務研修にかかる実習の取扱いについて、別添のとおり通知を発出しましたので、参考を送付いたします。

居宅介護支援事業所の指定及び指導等にあたっては、本通知における臨時的な取扱い及び特定事業所加算の取扱いについて、御留意いただきますようお願いいたします。

【担当】
介護支援担当 山本
電 話 088-621-2247
ファクシミリ 088-621-2840

長第1132号
令和4年1月31日

令和3年度介護支援専門員実務研修
実習受入協力事業所 管理者 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

令和3年度介護支援専門員実務研修にかかる実習の取扱いについて（通知）

日頃は、介護保険制度の適正な運営に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員実務研修の実習の取扱いについては、令和2年8月13日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第14報）」にて通知されているところです。

令和3年度の介護支援専門員実務研修（以下「本研修」という。）の実習については、この取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「免除」することとし、次のとおり代替措置を実施することとしました。

皆さま方には、急な変更となり、大変御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

1 実習免除に伴う代替措置について

- (1) 本研修受講者については、模擬ケースを基に一連のケアマネジメントプロセスを修得できるよう、模擬ケアプランを作成するとともに、「第14章実習振り返り」において講義・演習を実施する。
- (2) 本研修修了者については、質の担保の観点から、資格取得後、従事する事業所において、従事開始に伴い、居宅訪問への同行などを通じたOJT等を3日以上実施する。

従事の予定が無い方については、次年度（令和4年度に限る）において実施される実習に参加することで、OJT等を実施したこととする。ただし、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、実習を実施しない場合もある。

2 その他

- (1) 特定事業所加算に関することについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第14報)」(令和2年8月13日付け厚生労働省事務連絡)を参照し、問い合わせについては、所管の市町村担当課へ連絡すること。
- (2) 令和4年度主任介護支援専門員更新研修について、「徳島県介護支援専門員実務研修の『ケアマネジメントの基礎技術に関する実習』を受講する実習生の指導を主担当した実習指導者」として受講する場合、令和4年度に実施する実習受入れを必ず行うことを条件に、受講要件を満たすものとする。

【担当】
介護支援担当 山本
電 話 088-621-2247
ファクシ 088-621-2840

長第1131号
令和4年1月31日

令和3年度介護支援専門員実務研修受講者 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

令和3年度介護支援専門員実務研修にかかる実習の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員実務研修の実習の取扱いについては、令和2年8月13日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第14報）」にて通知されているところです。

令和3年度の介護支援専門員実務研修（以下「本研修」という。）の実習については、この取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「免除」することとし、次のとおり代替措置を実施することとしました。

皆さま方には、急な変更となり、大変御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、代替措置の具体的な実施方法等については、決まり次第、徳島県社会福祉協議会からメール等にてお知らせしますので、御確認をよろしくお願いいたします。

1 実習免除に伴う代替措置について

- (1) 本研修受講者については、模擬ケースを基に一連のケアマネジメントプロセスを修得できるよう、模擬ケアプランを作成するとともに、「第14章実習振り返り」において講義・演習を実施する。
- (2) 本研修修了者については、質の担保の観点から、資格取得後、従事する事業所において、従事開始に伴い、居宅訪問への同行などを通じたOJT等を3日以上実施する。

従事の予定が無い方については、次年度（令和4年度に限る）において実施される実習に参加することで、OJT等を実施したこととする。ただし、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、実習を実施しない場合もある。

【担当】
介護支援担当 山本
電 話 088-621-2247
ファクシ 088-621-2840